

資料 4

地下ピット内の施設の 維持管理について

地下ピット内の施設の維持管理について

専門家会議により確認された「東京都による今後の管理」(平成 30 年7月)に基づき、下記のとおり実施している。

1 換気設備の維持管理

半年に1回程度、機器点検を実施し、運転中に不具合が生じた場合、修理を実施する。

これまでの取組実績	令和4年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、5～6月、10～11月に、本体と基礎部分のボルトのゆるみや送風機の異常振動、運転時の電流値が規定値内にあることなどを確認し、適切に稼働していることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 上半期と下半期に点検を実施する。

<点検の様子>



水産仲卸売場棟地下 送風機



同左

2 地下ピット床面の維持管理

コンクリート及び目地シール材について、施工後約6か月、1年、その後は3年程度ごとの間隔で点検調査を行い、必要があれば補修を実施する。

これまでの取組実績	令和4年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年 1 月～3月(6か月)、令和元年 6月～8月(1年)に目視点検を行い、同年 12 月～令和2年3月に補修工事を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 上半期に目視点検を行い、必要に応じて補修工事を実施する。